

倫理委員会議事次第

(第70回 2021年8月11日(水) 10:00~12:00)

I 開会

II 議題

協議事項

1. 倫理規則の改正について(報酬)
 - ・ 報酬規定の概要説明
 - ・ 有識者懇談会準備会合を踏まえた対応

【資料No.1-1~No.1-4】

報告事項

1. 最近の会員からの職業倫理相談状況

【資料No.2】

III 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
報酬に関する改正概要	1-1
第2回倫理委員会有識者懇談会準備会合報告	1-2
報酬に関する倫理規則案	1-3
独占禁止法に関する相談事例集（令和2年度）	1-4
会員からの職業倫理相談状況	2

2021年8月11日
第70回 倫理委員会
配付資料No. 1-1

IESBA倫理規程の改訂について ～報酬～

報酬プロジェクトの状況

- 2020年1月に公開草案が公表され、12月のボード会議において改正案が確定し、PIOBの承認後、2021年4月に公表された。2022年12月15日以後開始する事業年度からの適用開始を予定している。

■ 主な改正点

(1) 報酬依存度

(2) 報酬情報の透明性向上

(3) その他

(1) 報酬依存度

報酬依存度が一定割合を占める場合には、依頼人を失うことへの懸念等から、独立性を阻害する自己利益や不当なプレッシャーを受ける脅威が生じるため、規定の強化が行われた。

PIE（大会社等）に対する規制

- ・ 2年連続15%を超える場合のセーフガード（事前レビューのみ）
- ・ 2年連続15%を超える場合の開示
- ・ 5年辞任ルール

Non-PIEに対する規制

- ・ 5年連続30%を超える場合のセーフガード（事前レビュー又は事後レビュー）

① PIE（大会社等）に対する規制

○ セーフガードの実施

2年連続して報酬依存度が15%を超える場合には、統治責任者と協議を行った上で、セーフガード（**事前レビュー**）を実施しなければならない。
(R410.18、R410.28項)

○ 開示

2年連続して報酬依存度が15%を超える場合には、**Public Disclosure**を行わなければならない。
(R410.31項)

○ 5年辞任ルール

5年連続して報酬依存度が15%を超える場合には、**監査人を辞任**しなければならない。(R410.20項)

※ ただし、公共の利益に照らして、やむを得ない事情（注）がある場合には、「規制当局又は職業会計士団体による了承」及び「他の会計事務所等による事前レビュー」を条件に継続可(R410.21、410.21 A1項)

（注） 会社の事業内容や所在地に照らし、代替できる監査人がいない等

【報酬依存度の計算式】

特定の依頼人及び依頼人の関連企業等から会計事務所等が受け取る収入

会計事務所等の収入

✓ 分母：専門業務に係る継続的収入の総額

[個人事務所のケース]

- ・ 会計事務所が実施する1項業務及び2項業務に係る報酬
- ・ 会員個人が実施する税理士業務、不動産鑑定士業務等の職業的専門家としての業務、会計参与等の業務

[監査法人のケース]

- ・ 監査法人が実施する1項業務及び2項業務に係る報酬
- ・ 社員個人が実施する2項業務、税理士業務、不動産鑑定士業務等の職業的専門家としての業務、会計参与等の業務

✓ 分子：範囲は分母と同様

※ 分母及び分子における「会計事務所等の収入」には、ネットワーク・ファームの収入は含まれない（会計事務所等と支配関係のある事業体の収入は含まれる）。

【現行との比較】

	現行	改訂後
1年目に15%を超える場合	—	<ul style="list-style-type: none"> ・統治責任者と協議 <p style="text-align: right;">【R410.28項】</p>
2年連続15%を超える場合	以下の全てを実施 ・統治責任者と協議 ・セーフガード（ 事前レビュー又は事後レビュー ）を実施 <p style="text-align: right;">【R410.4項】</p>	以下の全てを実施 ・統治責任者と協議 ・セーフガード（ 事前レビュー ）を実施 ・依頼人が開示しない場合、会計事務所等が 公に開示 （会計事務所等のウェブサイト、透明性報告書、監査報告書等） <p style="text-align: right;">【R410.18、R410.28、R410.30、R410.31、410.31 A3項】</p>
2年連続15%を大幅に超える場合	以下の全てを実施 ・統治責任者と協議 ・セーフガード（事前レビュー又は事後レビュー（事後レビューで阻害要因を軽減できるか、事前レビューが必要でないか検討））を実施 <p style="text-align: right;">【R410.5項】</p>	<p style="text-align: center;">当該カテゴリーは設けられていない</p>
5年連続15%を超える場合	以下の全てを実施 ・統治責任者と協議 ・セーフガード（ 事前レビュー又は事後レビュー ）を実施 ※3年目以降も15%を超える場合の規定として定められている。 <p style="text-align: right;">【R410.6項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5年目の監査意見の表明後に監査人を辞任 <p>（例外） 公共の利益に照らして、やむを得ない事情（※）がある場合には、以下を前提に継続可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制当局又は職業会計士団体に相談し、公共の利益に照らして継続することが了承されること。 ・6年目の監査意見の表明前に事前レビューが行われること。 <p>※会社の事業内容や所在地に照らし、代替できる監査人がいないなど</p> <p style="text-align: right;">【R410.20、R410.21、410.21 A1項】</p>

② Non-PIEに対する規制

○ 数値基準の新設

5年連続して報酬依存度が30%を超える場合には、**セーフガード（事前レビュー又は事後レビュー）**を実施しなければならない。(R410.15、R410.16項)

【現行との比較】

	現行	改訂後
5年連続30%を超える場合	— ※一定割合を超える場合には、必要に応じてセーフガードを実施するとの一般的規定のみ	・ セーフガード（事前レビュー又は事後レビュー）を実施 【R410.15、R410.16項】

【海外の規定（参考）】

EU (EU REGULATION)	UK (FRC倫理規則)
<ul style="list-style-type: none">3期連続15%を超える場合には、<u>監査委員会</u>が、事前レビューを検討3期目以降も15%を超える場合には、<u>監査委員会</u>が、監査の継続可否を判断（最大5期目まで = 5期連続強制辞任）	<ul style="list-style-type: none">定期的に10%を超えると見込まれる場合には、<u>会計事務所等</u>は、監査人を辞任しなければならない（※例外あり）。※ 予想外の状況等により、辞任することが株主や公共の利益に反する場合には、業務執行社員は、倫理パートナーと統治責任者に全ての情報を開示して、阻害要因と適用すべきセーフガードについて協議定期的に5%（10%以下）を超えると見込まれる場合には、業務執行社員は、倫理パートナーと統治責任者にその旨を開示して、阻害要因とセーフガードの必要性について協議

(2) 報酬情報の透明性向上(PIEの場合)

統治責任者とのコミュニケーション

社会一般への開示

- ・ 監査報酬に関する事項
- ・ 非監査報酬に関する事項
- ・ 報酬依存度に関する事項

① 統治責任者とのコミュニケーション（PIE）

次の事項についてコミュニケーションが求められる。

項目	現行	改訂後
監査報酬	—	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務所等及びネットワーク・ファームに支払われる監査報酬の金額 ・監査報酬の水準によって生じる阻害要因が許容可能な水準にあるか否か、及び講じた又は講じる予定のセーフガード
非監査報酬	<p>※ISA260「監査役等とのコミュニケーション」第17項では、上場会社の場合には、独立性に関するコミュニケーションが求められており、コミュニケーション項目には、会計事務所等及びネットワーク・ファームが監査業務の依頼人及びその子会社に提供した監査業務及び非監査業務に係る報酬や、認識した阻害要因に対して講じたセーフガード等が含まれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務所等及びネットワーク・ファームが監査業務の依頼人及びその連結子会社（独立性の評価に関連すると知っている又は信じる理由がある場合には非連結子会社を含む。）に提供する非監査業務に係る報酬の金額 ・監査報酬に対する非監査報酬の割合によって生じる自己レビュー等の阻害要因が許容可能な水準にあるか否か、及び講じた又は講じる予定のセーフガード
報酬依存度	<ul style="list-style-type: none"> ・2年連続して報酬依存度が15%を超える場合、その旨及び講じるセーフガード 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬依存度が15%を超える場合、その旨、その状況が継続しそうかどうか、及び講じるセーフガード ・5年連続して報酬依存度が15%を超える場合、例外規定に従って監査人を継続することについての提案（例外規定を適用する場合）

② 社会一般への開示 (PIE)

法令等で依頼人による開示が要求されていない場合、会計事務所等は統治責任者と開示によるベネフィット等について協議を行わなければならない (R410.30項)。

その上で、監査業務の依頼人が開示しない場合、会計事務所等が次の事項について公に開示することが求められている。

項目	現行	改訂後
1. 監査報酬	—	・会計事務所等及びネットワーク・ファームに支払われる監査報酬の金額 【R410.31項(a)】
2. 非監査報酬	—	・会計事務所等及びネットワーク・ファームが監査業務の依頼人及びその連結子会社（独立性の評価に関連すると知っている又は信じる理由がある場合には非連結子会社を含む。）に提供する非監査業務に係る報酬の金額 【R410.31項(b)、(c)】
3. 報酬依存度	—	・2年連続して報酬依存度が15%を超える場合、その旨及びその状況が最初に生じた年 【R410.31項(d)】

- ◆ 開示方法には、会計事務所等のウェブサイト、透明性報告書、監査品質報告書、特定の利害関係者を対象としたコミュニケーション（手紙等）、監査報告書等があるとされている。(410.31 A3項)

(3) その他の改正

① 報酬によって生じる阻害要因

- ✓ 報酬は依頼人と交渉され支払われることから、独立性を阻害する自己利益の阻害要因を生じさせるとともに、不当なプレッシャーを受ける脅威を生じさせる可能性があることを強調する適用指針を追加（410.3 A1、410.4 A1項）
- ✓ 概念フレームワークの適用は、監査業務等を受嘱する前に、監査業務の依頼人に提案された報酬によって生じる阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかを判断するとともに、状況が変化した場合には、阻害要因を再評価することを求めるとする適用指針を追加（410.4 A2項）
- ✓ 阻害要因の水準を評価するためのガイダンスを追加（410.4 A3～A5項）

(3) その他の改正

② 監査報酬の水準

- ✓ 監査報酬の金額は、自己利益等の阻害要因の水準に影響を及ぼす可能性があるため、阻害要因の評価に関連する要因及びセーフガードの例示を追加（410.5 A2～A3項）
- ✓ 監査業務の依頼人に対する監査以外の業務の提供は、監査報酬に影響を与えてはならないとする要求事項を追加（R410.6項）
- ✓ R410.6項の例外として、監査以外の業務の提供から得られる経験を通して達成できるコスト節減を禁止するものではないことを明確化（R410.7項）

(3) その他の改正

③ 非監査報酬の監査報酬に対する割合

- ✓ 監査業務の依頼人からの報酬の大部分が、非監査業務から生じる場合には、契約している監査業務又は非監査業務のいずれかを失う懸念から、自己利益及び不当なプレッシャーを受ける脅威が生じる可能性があるとともに、非監査業務による関係を重視しているとして監査人の独立性に対する阻害要因が生じる可能性があることを強調する適用指針を追加（410.11 A1項）
- ✓ 上記の阻害要因の評価に関連する要因及びセーフガードの例示を追加（410.11 A2～A3項）

(3) その他の改正

④ 企業等所属の職業会計士に関する規定

- ✓ 企業等所属の職業会計士が、監査人が十分なリソースを割くことができないような報酬額で監査業務等を提供するようにプレッシャーをかけることは、倫理に関する基本原則違反になる可能性があるとの規定を追加（270.3 A2項）

2020年1月のIESBA公開草案に対する当協会の意見

IESBA公開草案に対する意見として、以下の項目については、当協会として支持しない旨の表明を行った。

- ✓ 監査業務の依頼人が大会社等以外である場合、会計事務所等が報酬依存度によって生じる阻害要因に対処するための基準値を設けること。(Q6)
- ✓ 報酬総額が基準値を超えた場合に、報酬依存度によって生じる阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための活動を定めること。(Q7)
- ✓ 監査業務の依頼人が大会社等である場合、報酬の依存が連続して5年を超えて継続した場合に、会計事務所等の辞任を要求する規定を定めること。(Q9)

会員からの職業倫理相談状況(前回の倫理委員会以降)

2021年7月21日: 4件

【相談カテゴリー内訳】

同時提供(1件)

就職制限(1件)

その他 (2件)

作業部会 審議日	件 数	相談事項
7月21日	1	所属する税理士法人による税務業務と当該依頼人への監査業務の同時提供
	2	企業の社外監査役就任とその労働組合監査の提供の可否
	3	監査業務の依頼人の裁判における意見書や陳述書の提供の可否
	4	支配関係のある税理士法人と監査業務の依頼人との訴訟が発生する場合の 阻害要因の検討